

留学規程

1 留学の扱いについて

外国の高等学校で生徒が長期にわたり学習する場合、留学の扱いにすることができる。

2 留学の条件について

- (1) 外国の高等学校とは、正規の後期中等教育機関であること。
- (2) 留学期間は原則として1年間とする。

3 留学の申請および許可について

- (1) 留学を希望する生徒は、次の書類を添えて、原則として6カ月前までに校長に願い出なければならない。
 - ① 留学願
 - ② 留学についての概要
- (2) 留学を願い出た生徒に対し、校長は教育上有益と認めるときは留学を許可することができる。留学を許可するにあたっては、本人の学習成績・生活状況・適応力・異文化の理解・目的意識・保護者等の意向等を総合的に検討する。
- (3) 校長は、必要に応じて留学先の高等学校と事前協議（教育制度、教育内容、当該生徒の履修教科・科目、留学期間等）し、留学の可否を判断する。
- (4) 校長は、留学を許可した生徒に対して留学許可書を交付する。なお、不許可の場合は、生徒および保護者等に対して、その理由を付して通知する。
- (5) 校長は、生徒に留学理由と異なる事態が生じた時は、留学の許可を取り消すことができる。
- (6) 留学を許可された生徒は、留学中の状況を3か月毎に、文書等により校長に報告する。

4 留学終了の報告と復学について

- (1) 留学を終了した生徒は、次の書類を校長に提出する。
 - ① 復学願
 - ② 留学の概要（報告）
 - ③ 留学先の高等学校が発行した単位修得証明書（または成績証明書）および出席状況記録書

5 単位の認定について

- (1) 校長は、留学を終了した生徒の外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。留学が1年を超えた場合でも、修得が認定されるのは36単位までとする。
- (2) 単位の認定にあたっては、外国の高等学校の教育課程が多様であることから、各教科・各科目ではなく包括的に扱う。
- (3) 当該学年に履修すべき必修科目は、留学先の高等学校での履修をもって代替えを認め、留学後の履修は必要としない。ただし、校長が必要と認めた場合は、履修させることができる。
- (4) 単位の認定は、留学先の高等学校が発行する成績証明書等に基づき、教科・科目の履修状況・出席状況等を参考にし、成績会議における審議を経て行う。また、校長が必要と認めた場合は、試験を行うことができる。

6 各学年の課程の修了および卒業の認定について

- (1) 校長は、留学による単位の修得を認定された生徒について、留学が終了した時点において、学年の途中においても、各学年の課程の修了または卒業を認めることができる。留学期間中に学年が進行した場合の生徒の扱いについては、留学中は旧学年のま

まとし、復学時に、留学中の修得単位が本校の単位として換算され進級が認められた時点で新学年に籍を移すこととする。

- (2) 留学した生徒の卒業の認定にあたっては、本校の内規に従い、教科・科目の修得単位数の合計が74単位以上であるものとする。
- (3) 学年をまたがって留学した生徒についての、単位の認定および進級・卒業の認定は以下の通りとする。
 - ① 留学期間が8月～翌年7月までの場合（アメリカ・カナダ・イギリス型）
 - ア 第1学年の8月から2学年の7月まで留学した場合の単位の認定
 - (a) 留学が終了した時点で、第1学年の修得単位として36単位を超えない範囲（「原則として該当学年の生徒の修得単位数を超えない範囲」以下同じ）で単位を認定し、第2学年への復学を認める。
 - (b) 第2学年の8月から翌年3月までの学習状況により、3月の時点で第2学年の単位を認定する。
 - イ 第2学年の8月から3学年の7月まで留学した場合の単位の認定
 - (a) 留学が終了した時点で、第2学年の修得単位として36単位を超えない範囲で単位を認定し、第3学年への復学を認める。
 - (b) 第3学年の8月から翌年3月までの学習状況により、3月の時点で第3学年の単位を認定するとともに卒業を認定する。
 - ウ 第3学年の8月から翌年の7月まで留学した場合の単位の認定
 - (a) 翌年4月以降は卒業延期の扱いとし、留学が終了した時点で、復学を認める。
 - (b) 7月に復学した時点で、第3学年の修得単位として36単位を超えない範囲で単位を認定するとともに卒業を認定する。
 - ② 留学期間が1月～12月までの場合（オーストラリア・ニュージーランド型）
 - ア 第1学年の1月から2学年の12月まで留学した場合の単位の認定
 - (a) 留学が終了した時点で、留学前の4月から12月までの学習状況により、第1学年分の単位を認定し進級を認め、第2学年への復学を認める。
 - (b) 第2学年の1月に復学した後、3月の時点で、留学中の履修・修得状況および復学の学習状況により、第2学年の修得単位として36単位を超えない範囲で単位を認定するとともに、第3学年への進級を認める。
 - イ 第2学年の1月から3学年の12月まで留学した場合の単位の認定
 - (a) 留学が終了した時点で、留学前の4月から12月までの学習状況により、第2学年分の単位を認定し進級を認め、第3学年への復学を認める。
 - (b) 第3学年の1月に復学した後、3月の時点で、留学中の履修・修得状況および復学後の学習状況により、第3学年の修得単位として36単位を超えない範囲で単位を認定するとともに卒業を認定する。

7 その他

- (1) 休学して留学する場合は、この海外留学に関する規程は適用しない。
- (2) 留学した生徒の生徒指導要録の記入は、定められた様式による。
留学先の高等学校が発行した単位修得証明書（または成績証明書）および出席状況記書を別に保存する。
- (3) 留学の途中において帰国した生徒については、帰国の理由を報告させて復学できるか、休学とするかを速やかに協議・検討し、その結果を通知する。